

奈良県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規

定により、平成二十四年十二月十六日執行予定の奈良県議会議員（山辺郡選挙区）補欠  
奈良市

選挙における選挙時登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定める。

平成二十四年十一月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

登録基準日 平成二十四年十二月六日

ただし、平成二十四年十二月十六日現在で年齢満二十年に達する者を  
含む。

登録日 平成二十四年十二月六日

縦覧期間 平成二十四年十二月七日